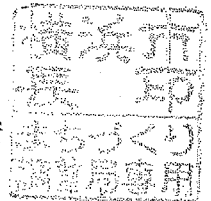


別添

まち建企1007号
平成20年8月5日

国土交通大臣
谷垣 禎一 様

横浜市長 中田 宏



JIS規格に適合しないコンクリートを使用した建築物の是正に関する方針について(要望)

横浜市では、六会コンクリート株式会社から出荷された溶融スラグ骨材入りレディミクストコンクリートに関し、建築物の主要構造部における使用の有無について特定を進めていますが、現在までに複数の建築物でその使用を確認しております。

これらの建築物は建築基準法第37条の規定に抵触することとなるため、現在、国土交通省に設置されました「JIS規格不適合を使用した建築物の対策検討委員会」において、その対応等について検討が進められているところですが、今なお複数の建築物において、工事の施工又は使用を見合わせている状況が続いています。

今般、溶融スラグ骨材の使用が確認された建築物の中には竣工済みのマンションもあり、多くの入居済み、又は、入居予定の市民が当該建築物がこのまま使用できるのか不透明な状況の中で、今後の生活の岐路に立たされ、判断に窮しています。

この様な状況を鑑み、できる限り早期に是正に関する方針を出していただけるよう要望します。

担当 まちづくり調整局
建築企画課長 加藤高明
045-671-3592